

鹿 児 島 県 公 報

令和 6 年 6 月 28 日 (金) 第 527 号 の 2



鹿 児 島 県

発 行 鹿 児 島 県

〒890-8577 鹿 児 島 市 鴨 池 新 町 10 番 1 号

編 集 総 務 部 学 事 法 制 課

定 例 発 行 日 (毎 週 火 , 金)

目 次

(※については例規集掲載事項)

ページ

告 示

- くろまぐろ (大型魚) の採捕の停止 (水産振興課取扱い) 1
- 道路の区域の変更 (道路維持課取扱い) 1
- 急傾斜地崩壊危険区域の指定 (砂防課取扱い) 2
- 令和 6 年度自衛官の募集 (危機管理課取扱い) 2

人 事 委 員 会 規 則

- 委託等地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則 (※) (職員課取扱い) 3

公 安 委 員 会 公 告

- 警備業施設警備業務 1 級及び同 2 級並びに警備業空港保安警備業務 1 級及び同 2 級検定実施公告 (生活安全企画課取扱い) 4

告 示

鹿 児 島 県 告 示 第 501 号

漁業法 (昭和 24 年法律第 267 号。以下「法」という。)第 14 条第 1 項の規定により定めた鹿児島県資源管理方針別紙 1 - 4 に規定する鹿児島県その他のくろまぐろ (大型魚) 漁業におけるくろまぐろ (大型魚) の漁獲量の総量が、鹿児島県その他のくろまぐろ (大型魚) 漁業に関する令和 6 管理年度における知事管理漁獲可能量を超えるおそれが著しく大きく、法第 33 条第 2 項第 1 号に掲げる場合に該当すると認める。

なお、鹿児島県その他のくろまぐろ (大型魚) 漁業においてくろまぐろ (大型魚) の採捕をしてはならない期間は、令和 6 年 6 月 29 日から令和 7 年 3 月 31 日までの間とする。

令和 6 年 6 月 28 日

鹿児島県知事 塩田康一

鹿 児 島 県 告 示 第 502 号

道路法 (昭和 27 年法律第 180 号) 第 18 条第 1 項の規定により、次のとおり道路の区域を変更した。

なお、区域を表示した図面は、令和 6 年 6 月 28 日から 2 週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

令和 6 年 6 月 28 日

鹿児島県知事 塩田康一

道路の種類	路線名	変更の区間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
県道	垂水南之郷線	曾於市大隅町岩川字開渡 5473 番 4 地先から同市大隅町岩川字上馬場 5750 番 13 地先まで	前	14.0~58.0	120.0
			後	14.0~54.0	120.0

鹿児島県告示第503号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

その関係図面は、鹿児島県土木部砂防課及び鹿児島地域振興局建設部建設総務課に備え置いて縦覧に供する。

令和 6 年 6 月 28 日

鹿児島県知事 塩田康一

区 域 の 名 称	区	域
小野町 1 地区	次に掲げる標柱の 1 号から 20 号までを順次直線で結んだ線及び同標柱の 1 号と 20 号を直線で結んだ線により囲まれた土地の区域	
	標柱	標柱の所在地
	1 号	鹿児島市田上八丁目 5541 番 1
	2 号	鹿児島市田上八丁目 5542 番 1
	3 号 4 号 5 号	鹿児島市田上八丁目 5543 番 1
	6 号 7 号	鹿児島市小野町 5535 番 1
	8 号	鹿児島市小野町 5535 番 2
	9 号 10 号	鹿児島市小野町 5583 番
	11 号	鹿児島市小野町 5536 番 1
	12 号	鹿児島市小野町 5580 番 1
	13 号	鹿児島市小野町 5610 番 1
	14 号	鹿児島市田上八丁目 5577 番 1
	15 号	鹿児島市小野町 5578 番 1
	16 号 17 号 18 号	鹿児島市田上八丁目 5537 番 3
	19 号 20 号	鹿児島市田上八丁目 5537 番 2

鹿児島県告示第504号

自衛隊法施行令（昭和29年政令第179号）第114条、第117条第1項及び第118条の規定により、令和6年度第3・4次の自衛官の募集について次のとおり告示する。

令和 6 年 6 月 28 日

鹿児島県知事 塩田康一

1 募集種目

- (1) 男子
自衛官候補生
- (2) 女子
自衛官候補生

2 募集期間

- (1) 男子
令和 6 年 7 月 1 日から同年 9 月 3 日まで
- (2) 女子
令和 6 年 7 月 1 日から同年 9 月 3 日まで

3 試験期日

- (1) 筆記試験（WEB 試験）
令和 6 年 9 月 14 日から同月 21 日まで
- (2) 口述試験及び身体検査
令和 6 年 9 月 17 日から同月 20 日まで

4 応募年齢

- (1) 採用予定月の 1 日現在、18 歳以上 33 歳未満の者
- (2) 32 歳の者は、採用予定月の末日現在において、33 歳に達していない者

5 試験場の位置及び名称

- (1) 筆記試験（WEB 試験）

試 験 場 の 位 置	試 験 場 の 名 称
薩摩川内市勝目町3944番地 3	薩摩川内市セントピア
鹿屋市白水町 1	鹿屋体育大学
霧島市国分福島二丁目 4 番14号	陸上自衛隊国分駐屯地
曾於市大隅町岩川6491番地 2	大隅合同庁舎 (国)
鹿児島市鴨池新町 1 番 8 号	鹿児島県青少年会館
南九州市川辺町平山6630番地	南九州市市民交流センターひまわり館
奄美市名瀬永田町17番 3 号	鹿児島県大島支庁
西之表市西之表16314番地 6	種子島合同庁舎 (国)
大島郡徳之島町亀津7230番地	徳之島町役場
薩摩川内市平佐一丁目18番地	(予備：薩摩川内市 S S プラザせんだい)
いちき串木野市湊町一丁目102番地	(予備：いちき串木野市いちきアクアホール)
鹿児島市東郡元町 4 番 1 号	(予備：鹿児島第 2 地方合同庁舎 (国))
鹿児島市鴨池新町 6 番10号	(予備：鹿児島県建設センター)

(2) 口述試験及び身体検査

試 験 場 の 位 置	試 験 場 の 名 称
薩摩川内市冷水町字上床539番地 2	陸上自衛隊川内駐屯地
霧島市国分福島二丁目 4 番14号	陸上自衛隊国分駐屯地
鹿屋市西原三丁目11番 2 号	海上自衛隊鹿屋航空基地
奄美市名瀬永田町17番 3 号及び奄美市名瀬大字大熊字中畑266番49	鹿児島県大島支庁及び陸上自衛隊奄美駐屯地
西之表市西之表16314番地 6	種子島合同庁舎 (国) 及び委託病院
大島郡徳之島町亀津7230番地	徳之島町役場及び委託病院

6 応募手続

応募しようとする者は、志願票に所定の事項を記入の上、住所地を管轄する市町村長に提出すること。

なお、志願票は、各市町村において交付する。

人事委員会規則

委託等地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 6 年 6 月 28 日

鹿児島県人事委員会委員長 富永信一

鹿児島県人事委員会規則第 5 号

委託等地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

委託等地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則（昭和41年鹿児島県人事委員会規則第 7 号）の一部を次のように改正する。

別表指宿市の部本庁の款議会事務局の項中「事務局長 次長」を「事務局長」に改め、同款市長部局の項中「人事厚生係長」を「人事係長 職員厚生係長」に改め、同表曾於市の部本庁の款市長部局の項中「秘書人事係長」を「職員係長」に改め、同款教育委員会事務局の項の次に次のように加える。

福祉事務所	所長
-------	----

別表曾於市の部出先機関の款福祉事務所の項を削り、同表いちき串木野市の部出先機関の款支所の項を削り、同表志布志市の部本庁の款市長部局の項中「総務課長補佐 秘書人事係長」を「総務課行政グループリーダー 総務課行政グループサブリーダー」に改め、同表さつま町の部本庁の款町長部局の項中「専門監」を「推進監 対策監」に改め、同款教育委員会事務局の項中「専門監」を「参事」に改め、同表湧水町の部本庁の款町長部局の項中「総務課長補佐

（人事管理担当の者に限る。）を「総務課長補佐」に改め、同表中種子町の部本庁の款に次のように加える。

選挙管理委員会事務局	事務局長
------------	------

別表中種子町の部出先機関の款空港管理室の項を次のように改める。

空港管理事務所	所長
---------	----

別表龍郷町の部本庁の款町長部局の項中「総務人事係長」を「総務課係長（人事管理担当の者に限る。）」に改め、同表喜界町の部出先機関の款診療所の項、公民館の項、防災食育センターの項及び埋蔵文化財センターの項を削り、同表和泊町の部本庁の款教育委員会事務局の項中「教育長 図書館長」を「事務局長」に改め、同部出先機関の款給食センターの項中「事務長」を「所長」に改め、同表知名町の部本庁の款教育委員会事務局の項中「課長」を「事務局長 参事」に改め、同表大島地区衛生組合の部中「事務局長 次長」を「事務局長」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

公安委員会公告

警備業施設警備業務1級及び同2級並びに警備業空港保安警備業務1級及び同2級検定実施公告

警備業法（昭和47年法律第117号）第23条の規定により、警備員又は警備員になろうとする者に対し、警備業施設警備業務1級及び同2級検定並びに警備業空港保安警備業務1級及び同2級検定を宮崎県公安委員会と共同で、次のとおり実施する。

令和6年6月28日

鹿児島県公安委員会委員長 増田吉彦

1 検定の種別及び級の区分

- (1) 施設警備業務1級
- (2) 施設警備業務2級
- (3) 空港保安警備業務1級
- (4) 空港保安警備業務2級

2 検定の実施日時、実施場所及び受検定員

(1) 実施日時

ア 施設警備業務1級

(ア) 学科試験

令和6年10月2日（水）午前9時から午前11時まで

(イ) 実技試験

令和6年10月24日（木）午前9時から午後5時まで

イ 施設警備業務2級

(ア) 学科試験

令和6年10月2日（水）午前9時から午前11時まで

(イ) 実技試験

令和6年10月23日（水）午前9時から午後5時まで

ウ 空港保安警備業務1級

(ア) 学科試験

令和6年10月2日（水）午前9時から午前11時まで

(イ) 実技試験

令和6年11月7日（木）午前9時から午後5時まで

エ 空港保安警備業務2級

(ア) 学科試験

令和6年10月2日（水）午前9時から午前11時まで

(イ) 実技試験

令和6年11月6日（水）午前9時から午後5時まで

オ 検定当日の受付時間
午前 8 時 30 分から午前 9 時まで

(2) 実施場所

ア 学科試験
鹿児島県警察本部（鹿児島市鴨池新町 10 番 1 号）

イ 実技試験
宮崎県建設技術センター（宮崎市清武町今泉丙 2559 番地 1）

(3) 受検定員

いずれの検定も 30 人（宮崎県公安委員会が受け付ける受検者を含むものとし、申請の受付先着順とする。）

3 検定の受検資格

(1) 施設警備業務 1 級

鹿児島県内に住所を有する者又は鹿児島県内の営業所に属する警備員のうち、次のいずれかに該当する者

ア 施設警備業務 2 級の検定に係る合格証明書の交付を受けている者であって、当該合格証明書の交付を受けた後、施設警備業務に従事した期間が 1 年以上であるもの

イ 鹿児島県公安委員会がアに掲げる者と同等以上の知識及び能力を有すると認める者

(2) 施設警備業務 2 級

鹿児島県内に住所を有する者又は鹿児島県内の営業所に属する警備員

(3) 空港保安警備業務 1 級

鹿児島県内に住所を有する者又は鹿児島県内の営業所に属する警備員のうち、次のいずれかに該当する者

ア 空港保安警備業務 2 級の検定に係る合格証明書の交付を受けている者であって、当該合格証明書の交付を受けた後、空港保安警備業務に従事した期間が 1 年以上であるもの

イ 鹿児島県公安委員会がアに掲げる者と同等以上の知識及び能力を有すると認める者

(4) 空港保安警備業務 2 級

鹿児島県内に住所を有する者又は鹿児島県内の営業所に属する警備員

4 検定の方法及び内容

(1) 施設警備業務 1 級

ア 学科試験

㊦ 警備業務に関する基本的な事項

(イ) 法令に関すること。

(ウ) 警備業務対象施設における保安に関すること。

(エ) 施設警備業務の管理に関すること。

(オ) 警備業務対象施設の破壊等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

イ 実技試験

㊦ 警備業務対象施設における保安に関すること。

(イ) 施設警備業務の管理に関すること。

(ウ) 警備業務対象施設の破壊等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

(2) 施設警備業務 2 級

ア 学科試験

㊦ 警備業務に関する基本的な事項

(イ) 法令に関すること。

(ウ) 警備業務対象施設における保安に関すること。

(エ) 警備業務対象施設の破壊等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

イ 実技試験

㊦ 警備業務対象施設における保安に関すること。

(イ) 警備業務対象施設の破壊等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

(3) 空港保安警備業務 1 級

ア 学科試験

- (ア) 警備業務に関する基本的な事項
- (イ) 法令に関すること。
- (ウ) 乗客等の接遇に関すること。
- (エ) 手荷物等検査に関すること。
- (オ) 空港に関すること。
- (カ) 空港保安警備業務の管理に関すること。
- (キ) 航空の危険を生じさせるおそれのある物件及び不審者を発見した場合における応急の措置に関すること。
- イ 実技試験
 - (ア) 乗客等の接遇に関すること。
 - (イ) 手荷物等検査に関すること。
 - (ウ) 空港保安警備業務の管理に関すること。
 - (エ) 航空の危険を生じさせるおそれのある物件及び不審者を発見した場合における応急の措置に関すること。
- (4) 空港保安警備業務 2 級
 - ア 学科試験
 - (ア) 警備業務に関する基本的な事項
 - (イ) 法令に関すること。
 - (ウ) 乗客等の接遇に関すること。
 - (エ) 手荷物等検査に関すること。
 - (オ) 空港に関すること。
 - (カ) 航空の危険を生じさせるおそれのある物件及び不審者を発見した場合における応急の措置に関すること。
 - イ 実技試験
 - (ア) 乗客等の接遇に関すること。
 - (イ) 手荷物等検査に関すること。
 - (ウ) 航空の危険を生じさせるおそれのある物件及び不審者を発見した場合における応急の措置に関すること。
- 5 検定申請の手続
 - (1) 受付の期間及び時間帯
 - ア 期間
令和 6 年 7 月 8 日（月）から同月 19 日（金）まで（鹿児島県の休日进行を定める条例（平成元年鹿児島県条例第 37 号）第 1 条の県の休日を除く。）
 - イ 時間帯
午前 8 時 30 分から午後 4 時まで
 - (2) 提出書類
 - ア 施設警備業務 1 級
 - (ア) 警備員等の検定等に関する規則（平成 17 年国家公安委員会規則第 20 号。以下「検定規則」という。）第 9 条の検定申請書（検定規則別記様式第 1 号。以下「検定申請書」という。） 1 通
 - (イ) 写真（申請前 6 月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ 3.0 センチメートル、横の長さ 2.4 センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの） 2 葉
 - (ウ) 受検者の住所地を疎明する書面（鹿児島県内に住所を有する場合に限る。） 1 通
 - (エ) 鹿児島県内の営業所に属することを疎明する書面（鹿児島県外に住所を有する警備員又は鹿児島県内に住所を有する警備員で受検者の住所地を疎明する書面を提出しない者に限る。） 1 通
 - (オ) 施設警備業務 2 級の検定に係る合格証明書の写し及び当該合格証明書の交付を受けた後、施設警備業務に従事した期間が 1 年以上であることを疎明する書面（3 の(1)の アに該当する場合に限る。） 1 通

(カ) 施設警備業務に係る1級検定受検資格認定書の写し（3の(1)のイに該当する場合に限る。） 1通

イ 施設警備業務2級

(ア) 検定申請書 1通

(イ) 写真（申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの） 2葉

(ウ) 受検者の住所地を疎明する書面（鹿児島県内に住所を有する場合に限る。） 1通

(エ) 鹿児島県内の営業所に属することを疎明する書面（鹿児島県外に住所を有する警備員又は鹿児島県内に住所を有する警備員で受検者の住所地を疎明する書面を提出しない者に限る。） 1通

ウ 空港保安警備業務1級

(ア) 検定申請書 1通

(イ) 写真（申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの） 2葉

(ウ) 受検者の住所地を疎明する書面（鹿児島県内に住所を有する場合に限る。） 1通

(エ) 鹿児島県内の営業所に属することを疎明する書面（鹿児島県外に住所を有する警備員又は鹿児島県内に住所を有する警備員で受検者の住所地を疎明する書面を提出しない者に限る。） 1通

(オ) 空港保安警備業務2級の検定に係る合格証明書の写し及び当該合格証明書の交付を受けた後、空港保安警備業務に従事した期間が1年以上であることを疎明する書面（3の(3)のアに該当する場合に限る。） 1通

(カ) 空港保安警備業務に係る1級検定受検資格認定書の写し（3の(3)のイに該当する場合に限る。） 1通

エ 空港保安警備業務2級

(ア) 検定申請書 1通

(イ) 写真（申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの） 2葉

(ウ) 受検者の住所地を疎明する書面（鹿児島県内に住所を有する場合に限る。） 1通

(エ) 鹿児島県内の営業所に属することを疎明する書面（鹿児島県外に住所を有する警備員又は鹿児島県内に住所を有する警備員で受検者の住所地を疎明する書面を提出しない者に限る。） 1通

(3) 申請先及び申請方法

ア 申請先

受検者が鹿児島県内に住所を有する場合におけるその者の住所地又は受検者が鹿児島県内の営業所に属する警備員である場合におけるその者が属する営業所の所在地を管轄する警察署の生活安全課又は生活安全刑事課

イ 申請方法

受検者本人がアの申請先に直接持参により申請すること（受検者本人以外による申請、郵送等による申請は認めない。）。

6 検定手数料

(1) 施設警備業務1級及び同2級並びに空港保安警備業務1級及び同2級ともに、16,000円（16,000円分の鹿児島県収入証紙を検定申請書に貼付して提出すること。）

(2) 検定申請書を受け付けた後は、検定手数料は返還しない。

7 その他

(1) 本検定の学科試験は、実技試験の前に行い、学科試験に合格しなかった者に対しては、実技試験は行わない。

なお、実技試験においても、合格点に達しないことが明らかになった場合は、その時点

で当該受検者に対する実技試験を中止し、以降の実技試験は行わない。

- (2) 受検に際しては、筆記用具を持参し、実技試験においては、室内用運動靴を持参すること。
 - (3) 合格者発表は、検定当日、検定の実施場所において行う。
 - (4) 検定当日、合格者に対しては検定規則第11条の成績証明書を交付する。
- 8 本検定に関する事務を担当する部局の名称及び問合せ先
鹿児島県警察本部生活安全企画課生活安全許可センター
電話番号 099-206-0110（内線3032・3033）